

京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第109号

京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を改正する規則

第1条 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中

使用する施設	<input type="checkbox"/> 大会議室 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室	<input type="checkbox"/> 第3会議室 <input type="checkbox"/> 第4会議室 <input type="checkbox"/> 第5会議室	<input type="checkbox"/> 和室A <input type="checkbox"/> 和室B
使用する日	年 月 日 (曜日)		
使用時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間		
使用する人数	人		

を

使用する施設	<input type="checkbox"/> 大会議室 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室	<input type="checkbox"/> 第3会議室 <input type="checkbox"/> 第4会議室 <input type="checkbox"/> 第5会議室	<input type="checkbox"/> 和室A <input type="checkbox"/> 和室B <input type="checkbox"/> 児童室	<input type="checkbox"/> 作品展示コーナー
使用する日時又は期間	年 月 日 (曜日) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間		年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで	
使用する人数	人			

に改める。

第2条 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則の一部を次のように改正する。

本則中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)